

社会福祉法人 ゆずりは会

障がい福祉相談支援事業所ぽっか 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定、並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

経営事業者の名称	社会福祉法人 ゆずりは会
法人所在地	〒370-3573 前橋市青梨子町668-2
代表者氏名	理事長 関根 安子
電話番号	027-225-2622
FAX番号	027-252-0939
認可年月日／認可番号	平成18年4月1日／群馬県指令障第804-1号

2. 事業所の概要

事業所の名称	障がい福祉相談支援事業所 ぽっか
事業所の所在地	〒371-0843 前橋市新前橋町16-36 新前橋ビル101号室
電話番号	027-226-5272
FAX番号	027-226-5292
管理者名	長倉 幸喜
事業所の開設年月日	平成23年8月1日 指定事業所番号(指定特定)1030100992 (指定障害児)1070100191
事業の種類／指定日	指定特定相談支援事業(平成23年8月1日指定) 指定障害児相談支援事業(平成24年4月1日指定)
事業所の運営方針	・相談支援を利用する利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者(以下、「利用者等」という。)の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。 ・相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者(以下、「障害福祉サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。 ・相談支援の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努めます。 ・相談支援の実施に当たっては、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 ・関係法令等を遵守します。
第三者評価実施の有無	無

3. 職員の体制及び職務内容

職種	人数	勤務形態	職務内容	資格
管理者・相談支援専門員	1	常勤	従業者の管理、利用申し込みに係る調整等一元的な管理	サービス管理責任者
主任相談支援専門員	1	常勤	基本相談に関する業務及び利用計画作成等	社会福祉主事任用資格、サービス管理責任者
相談支援専門員	1	常勤	基本相談に関する業務及び利用計画作成等	介護福祉士 サービス管理責任者
相談支援専門員	1	常勤・兼務	基本相談に関する業務及び利用計画作成等	社会福祉主事任用資格、サービス管理責任者
相談支援専門員	1	非常勤	基本相談に関する業務及び利用計画作成等	教員免許
事務員	1	非常勤	事務全般	介護福祉士

4. 主たる対象者

知的障害者、精神障害者、身体障害者、難病、障害児

5. 通常の事業実施地域

前橋市清里地区、総社地区、元総社地区、東地区の町の全域

6. 事業所の営業日及び営業時間

営業日：月曜日から金曜日。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日は除く。

営業時間：午前9時～午後5時（電話相談のみ：24時間）

7. 支援の提供方法

(1) サービス等利用計画等の作成

＜サービス等利用計画等作成の流れ＞

利用者ご本人又は保護者等からサービスの利用申し込みを受け付けます。



* 「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」を事業所に提出していただきます。

事業所の相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。



* 重要事項の説明後、納得いただければ「利用契約書」を交わします。

利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の種類、内容、量及び目標、達成時期、提供する上で留意事項等を記載したサービス等利用計画案等を作成します。



* サービス等利用計画等案を説明し同意をいただきます。

サービス等利用計画等案を、利用者及びその家族等（申請者）に渡します。



* 申請者は、市にサービス利用等計画案等とともに支援給付費支給申請書及び計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書を提出します。

市より、申請者に障害福祉サービスの支給（却下）決定が通知されます。
「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書」



* 障害福祉サービス受給者証または通所受給者証が交付されます。

申請者は「受給者証」を相談支援事業者に届ける。事業者は内容を確認のうえ、関係者による「サービス担当者会議」を開催し、支援計画案の内容について意見を求めます。



事業者は、サービス担当者会議で検討された「サービス等利用計画等案」について、利用者又はそのご家族に説明します。



* サービス等利用計画等案に同意をいただく（同意書を作成します）

事業者は、同意された支援計画案を元に「サービス等利用計画等」を作成し、市に提出します。



* サービス等利用計画書等をお渡しします。

福祉サービス事業者により各種の福祉サービスが開始されます。

(2) サービス等利用計画等作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等と受給者証に記載されているモニタリング期間に準じて面接し、経過を把握します。
- ・サービス等利用計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・指定障害福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画等の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・相談支援従事者主任研修修了者を配置しています。
- ・強度行動障害支援者養成、医療的ケア児等コーディネーター養成、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修修了者、高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置しています。
- ・地域生活支援拠点（安心ネットまえばし）の機能を担うコーディネーターを配置しています。

(3) サービス等利用計画等の変更

利用者がサービス等利用計画等の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画等の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画等を変更します。

(4) 障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

8. 利用料金

(1) 相談サービス利用料金

指定計画相談支援・指定障害児相談支援サービスに関する利用料金については、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談給付費又は障害児相談支援給付費を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

(2) 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を請求させていただきます。支払いは現金です。

・公共交通機関を利用した場合は、その運賃分

・事業所の車両を利用した場合は、通常の事業の実施地域を越える地点から目的地までの距離に移動距離1kmあたり20円

・前項の費用の支払を受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をしていただきます。

・費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を、当該費用を支払った利用者等に交付します。

9. サービス利用に関する留意事項

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点や要望がありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

10. 利用者の記録や情報の管理

本事業所では、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

11. 緊急時の対応

現に相談支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。

12. 苦情等の受付について

(1) 苦情等は、法人の定めにより適切に対応します。

苦情受付担当者	高橋里枝（相談支援専門員）	電話 027-226-5272 FAX 027-226-5292 受付日時：月～金 9:00～17:00 （土日、祝日、年末年始は除く）
苦情解決責任者	長倉 幸喜（管理者）	

(2) 第三者委員

儘田 博雄	群馬県立前橋高等特別支援学校 元教諭	電話 027-255-1516
新井有希子	群馬県教育委員会 ハートフルスクールサポートステーション 総合教育センター 主幹専門員	電話 090-9014-2591

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

前橋市福祉部 障害福祉課	電話 027-220-5713 FAX 027-223-8856
	前橋市朝日町3-36-17 受付日時 月～金 8:30～17:15（土日、祝日、年末年始は除く）
群馬県福祉サービス 運営適正化委員会	電話 027-255-6669 FAX 027-255-6173
	前橋市新前橋町13-12（群馬県社会福祉総合センター4階、群馬県社会福祉協議会内） 受付日時 月～金 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始は除く）

13. 虐待防止のための措置

本事業所では、虐待防止のための体制を整備するとともに、利用者に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1)虐待防止に関する責任者の選定 [虐待防止に関する責任者:関根安子]
- (2)成年後見制度の利用支援
- (3)苦情解決体制の整備
- (4)職員に対する虐待防止を啓発するための研修
- (5)虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- (6)前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

14. 地域生活支援拠点の機能を担う事業所

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年度厚生労働省告示第百十六号)第二の三」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担うものとします。

- (1)相談
コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、緊急時に必要なサービスのコーディネート等を行う機能
- (2)地域の体制づくり
地域の社会資源の連携体制構築等を行う機能

15. 業務継続計画の策定等

本事業所では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じています。

- (1)業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施
- (2)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

16. 衛生管理等

本事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じています。

- (1)感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果について従事者へ周知徹底
- (2)感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3)従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

17. 事故発生時の対応

本事業所において事故が発生した際には、次に掲げる措置を講じています。

- (1)本事業所のサービス提供によって事故が生じた場合は、速やかに都道府県・市町村・利用者家族等に対して連絡し、必要な対応を行います。
- (2)事業者の責めに帰すべき事由によって、利用者に損害を与えた場合には、事業所が加入する保険において速やかに損害賠償を行います。

指定相談支援サービス提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者名

障がい福祉相談支援事業所 ぽっか

管理者 長倉 幸喜

印

説明者職氏名

障がい福祉相談支援事業所 ぽっか

(職名 相談支援専門員)

印

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定相談支援サービスの提供開始に同意します。

住 所

利用者名

氏 名

印

住 所

代理人等

氏 名

印

(続柄)

私的契約利用料及び指定相談支援利用者負担金等について

1【 計画相談支援費 】

ア. 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 1,914単位/月

イ. 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 1,661単位/月

報酬額の全額が計画相談支援給付費として支給されます。利用者の自己負担はありません。

2【 障害児相談支援 】

ア. 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ) 2,101単位/月

イ. 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) 1,796単位/月

報酬額の全額が障害児相談支援給付費として支給されます。利用者の自己負担はありません。

3【相談支援加算】

ア.主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) 300単位/月

イ.利用者負担上限額管理加算 150単位/回

ウ.初回加算 (計画相談支援)300単位/月、(障害児相談支援)500単位/月

エ.集中支援加算 (訪問、会議開催・参加)300単位/月
(通院同行)300単位/回、(情報提供)150単位/回

オ.入院時情報連携加算 (Ⅰ)300単位/月 (Ⅱ)100単位/月

カ.退院・退所加算 300単位/回

キ.居宅介護支援事業所等連携加算 (訪問、会議開催・参加)300単位/月、(情報提供)150単位/月

ク.医療・保育・教育機関等連携加算 (面談・計画作成月)200単位/月
(面談・モニタリング月)300単位/月
(通院同行)300単位/月、(情報提供)150単位/回

ケ.保育・教育等移行支援加算 (訪問、会議開催・参加)300単位/月、(情報提供)150単位/月

コ.サービス担当者会議実施加算 100単位/月

サ.サービス提供時モニタリング加算 100単位/月

シ.行動障害支援体制加算 (Ⅰ)60単位/月 (Ⅱ)30単位/月

ス.要医療児者支援体制加算 (Ⅰ)60単位/月 (Ⅱ)30単位/月

セ.精神障害者支援体制加算 (Ⅰ)60単位/月 (Ⅱ)30単位/月

ソ.高次脳機能障害支援体制加算 (Ⅰ)60単位/月 (Ⅱ)30単位/月

タ.地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回

チ.地域体制強化共同支援加算 2,000単位/回

ツ.福祉・介護職員等处遇改善加算Ⅰ 1月につき+所定単位×51/1000

4【 地域区分 】

指定相談支援費を請求する際には、厚生労働大臣が定める各市町村の地域区分に応じた一単位の単価を乗じて請求します。

令和8年度 計画相談支援給付費 10.18円/単位

障害児相談支援給付費 10.18円/単位